

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立前橋産業技術専門校
所在地	前橋市石関町124-1
所管部局・課	産業経済部 労働政策課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

職業能力開発促進法、群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発施設を設置して職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6より抜粋) (2) 設置当初の状況 戦前は軍需産業のための工員養成として、戦後は傷病兵や戦地引き揚げ者のための職業訓練を行う施設として設置された職業補導所は、高度成長期に経済と社会の発展を目的とした産業界へ人材を輩出する施設へと目的を変え、昭和44年の職業能力開発促進法制定と共に現在の職業能力開発施設(職業訓練校)として整備された。このときは、中卒者(一部高卒者)を中心とした若年者の養成訓練が中心であった。 (3) 施設を取り巻く現状 県内産業の成長と高学歴化が進み、訓練内容の高度化と、高卒者訓練が求められるようになった。このことから、訓練の高卒課程化が進み、また、技術技能レベルも高度な内容へと変革し、県内に6校あった訓練校は「産業技術専門校」として3校に統合され、現場を担う高度な人材を送り出す施設へと変遷していった。 前橋産業技術専門校は県央に位置することから、離転職者が再就職を目指す短期的な職業訓練や、企業内社員研修など、在職者に対する教育訓練については、センター的な機能を担っている。
--

3 施設の概要

設置年月日	平成9年4月1日
敷地面積(所有者)	敷地面積 約35,855平方メートル(前橋市所有、一部県所有)
主な施設(床面積、階数等)	床面積 約12,127平方メートル 本館棟5階建、実習棟2階建、実習棟1階建
建設費	約5,000,000千円

◇入園料・利用料等

区分	金額	◇利用時間(休館日) 平日 8:40～16:10(授業時間)
施設内訓練普通課程入校関係費用	試験料2,200円 入校料5,650円	
施設内訓練普通課程授業料	9,900円/月	
在職者訓練受講料	800円/1時間	

4 施設における実施事業

(1) 施設内訓練

職業能力開発促進法では、職業訓練を高度職業訓練(職業に必要な高度な技能及び知識を習得するための訓練)と普通職業訓練(高度職業訓練以外の訓練)に区分しており、産業技術専門校では後者の普通職業訓練(普通課程)を実施している。施設内訓練は、専門校の施設内で実施している常設の訓練である。

(2) スキルアップセミナー

在職者を対象に、基礎的な技能の習得及び資格習得を容易にすることを目標として短期間の訓練を産業技術専門校において実施している。普通職業訓練の短期課程で実施している。

(3) 委託訓練

離職者や障害者等に対して効果的な職業訓練を実施するため、専門校外の教育機関、関係機関、事業主等に委託して行う職業訓練であり、平成25年度から訓練運営業務(委託先の選定や契約、委託先やハローワーク等との連絡調整、受講者の募集や選考等の業務)を前橋校に集約。訓練自体は委託先で実施。

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	413,593	435,223	476,442	431,664	391,223	380,079	385,046
使用料	15,275	16,265	16,965	15,852	16,590	19,398	19,740
国庫	396,960	417,954	458,566	414,563	373,213	359,563	364,183
その他	1,358	1,004	911	1,249	1,420	1,118	1,123
歳 出(②)	564,657	573,653	609,809	567,081	537,642	517,414	527,565
常勤職員	164,132	151,067	152,977	157,642	163,088	162,749	161,786
非常勤職員	58,107	62,148	62,096	54,104	46,412	43,863	13,230
修繕費	1,281	931	1,895	1,196	2,190	1,594	1,416
委託費	12,203	12,878	13,059	12,489	13,288	12,650	12,499
その他	328,934	346,629	379,782	341,650	312,664	296,558	338,634
歳入・歳出の差額(①－②)	-151,064	-138,430	-133,367	-135,417	-146,419	-137,335	-142,519
歳入・歳出の主な増減理由	国から受託している離職者を対象とした職業訓練(全額国庫金)の実績額や実習用機械の購入経費等(国庫1/2)が年度により増減するため、それに伴い歳入も増減した。						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	19	19	19	19	20	19	19
非常勤職員	30	30	31	28	28	23	26
合 計	49	49	50	47	48	42	45

7 施設利用の状況

①年度別の利用者数(施設内訓練生)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
訓練生数実人数(人)	107	122	140	122	117	145	143
目標利用者数(人)※2	—	—	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)※3	—	—	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

②年度別の利用者数(在職者訓練受講者)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間受講者総数(人)	377	413	373	338	678	597	539
有料受講者数(人)	356	389	314	314	443	408	390
無料受講者数(人)	21	24	59	24	235	189	149
目標利用者数(人)※2	—	—	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)※3	—	—	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	・ 前橋産業技術専門校は、職業能力開発促進法で県が設置するものとされている職業能力開発校であり、施設内訓練、委託訓練、在職者訓練を実施している。施設内訓練では、労働力人口の減少が懸念される中、新卒者を中心に、民間では実施していない、又は校での実施の方が効率的・効果的に行える訓練(ものづくり人材の育成)を実施しており、ものづくり産業を支える若年技能者を産業界に輩出し、産業界から高く評価されている。 ・ また、委託訓練では、民間の事業者や教育機関等と連携しながら離職者等の再就職訓練や障害者の職業能力開発を実施し、早期の就職を支援している。さらに、在職者訓練では、産業技術専門校における企業等の在職者のスキルアップのための訓練を実施し、企業の人材育成を支援している。 ・ 廃止した場合には、ものづくり人材の育成・確保、離職者等へのセーフティネットとしての職業訓練、企業の人材育成支援の役割・機能を果たせなくなる。 ・ 前橋産業技術専門校は、民間との役割分担のもと、その役割・機能を十分に担っている現状に鑑み、県の施設として現在のまま存続することが適当である。
指定管理者制度	・ 指定管理者制度への移行については、結果が求められる中で事業の採算性が見込めないことから、民間事業者等がどこまで対応できるか懸念される。万一、移行しても、事業の継続ができなくなった場合には指導員の技術や技能が途切れ、人的問題から県直営での再開は困難であることから、現段階では、国や他県の動向を見据えながら慎重に検討していく必要がある。
業務等の見直し	・ 産業技術専門校としての役割・機能を十分に果たせるよう、コスト削減やサービス効率化、県民ニーズの把握と業務へのフィードバック、施設のPR等にこれからも努めていく。
施設運営に当たっての課題	・ 利用者については入校定員があり、また、18歳人口の減少等もあることから劇的な増加は難しい。 ・ 建物老朽化による修繕が必要になりつつある。